

「水泳等の事故防止について（通知）」（令和3年4月26日付け3ス庁第116号スポーツ庁次長通知）別紙の訂正についてお知らせします。

事務連絡
令和3年4月28日

各都道府県教育委員会学校体育主管課
各指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

「水泳等の事故防止について（通知）」別紙の訂正について

「水泳等の事故防止について（通知）」（令和3年4月26日付け3ス庁第116号スポーツ庁次長通知）の別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」の記載に誤りがありましたので、お詫びしますとともに以下のとおり訂正します。

また、訂正した別紙をお送りします。

訂正箇所 別紙3ページ（修正後）欄の最終行

【誤】 その後、頸椎損傷と診断され、

【正】 その後、頸髄損傷と診断され、

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線2674）

電子メール staiiku@mext.go.jp